

ご遺族の手続きをサポートします

「おくやみ窓口」のご案内

富士市「おくやみ窓口」では、ご家族が亡くなられた際の市役所での様々な手続きを、ひとつの窓口でまとめて行います。

「おくやみ窓口」は事前予約制です。ご利用の際は電話にて予約をお願いいたします。

①「おくやみ窓口」をご利用される方（予約制）

一つの窓口でまとめて手続きを希望される方は、「おくやみ窓口」の予約が必要になりますので電話予約をお願いいたします。（ご利用日は約2週間後となります。）

②「おくやみ窓口」をご利用されない方（予約不要）

仕事などで「おくやみ窓口」の予約が難しい方や必要な手続きがお分かりの方は、直接手続きが発生する担当課にお越しいただき、手続きをお願いいたします。

※別紙「死亡届出後の手続案内」を確認し必要な持ち物を用意してください。

※ご自身で手続きされる際は、漏れがないよう故人様の手続き内容を調べてご案内することと可能です。その際は「おくやみ窓口」へお電話ください。

（お調べするのに2営業日ほどかかります。）

③郵送対応を希望される方

（※必要な手続きを調べますので「おくやみ窓口」へお電話ください。）

「おくやみ窓口」で必要な手続きを調べた後、担当課から通知等を送付させていただきます。

予約・ お問合せ先	富士市役所 市民課 おくやみ窓口 ☎0545-55-2853 ※月曜日・祝日明けの午前中は電話がつながりにくい場合があります。
予約受付時間	平日 午前8時30分から午後5時まで
窓口の場所	富士市役所 2階市民課 ②番窓口
利用対象者	富士市に住民登録があった方のご遺族

手続に必要な主な持ち物

該当するものがあれば、ご持参いただきますようお願いいたします。

1 各手続に共通して必要な持ち物

- ☐ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード<顔写真付>、被保険者証など)

2 葬祭費の支給申請(支給金額 5 万円) に必要な持ち物

A : 故人が後期高齢者医療制度加入者の場合

- ☐ 会葬礼状または葬祭の領収書 (葬祭執行者のフルネーム記載のもの)

- ☐ 喪主 (葬祭執行者) の預貯金通帳

B : 故人が国民健康保険加入者の場合

- ☐ 葬祭の領収書 (支払った人のフルネーム記載のもの)

- ☐ 葬祭費用を支払った人の預貯金通帳

《 故人が上記以外の社会保険に加入している場合は、勤務先にお問い合わせください。》

3 被保険者証等の返納、相続人代表者選任届に必要な持ち物

- ☐ 相続人代表者の預貯金通帳 (保険料還付の際の振込先として)

- ☐ 相続人代表者の認印 (スタンプ印不可)

＜相続人代表とは…相続人の中で相続手続を代表して行われる方です。＞

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書 (公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言 (検認済のもの)・遺言書情報証明書 (法務局発行のもの)) をお持ちください。

亡くなられた方のもの

- ☐ 印鑑登録証カード

- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

- ☐ 介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証

- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など

※上記のほかに、市役所から発行されているものがあればお持ちください。

※紛失・探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。

※被保険者証や障害者手帳など、発行元が富士市でない場合、発行元自治体でのお手続が必要な場合があります。事前にお問い合わせください。